

別記1

福島空港大阪・関西万博誘客促進事業業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、「福島県」（以下「甲」という。）が「 」 （以下「乙」という。）に委託する、福島空港大阪・関西万博誘客促進事業業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託の目的

2025年に開催される大阪・関西万博からのインバウンド獲得に向けて、大阪から福島県への訪日外国人観光客向け旅行商品造成を企画・販売することにより、福島～伊丹路線の利用促進を図る。

3 委託業務の内容

以下の条件により、福島空港定期路線を利用した大阪・関西万博からのインバウンド獲得による誘客を実施する事業について、提案内容に基づき受託者が行う。

- (1) 大阪・関西万博を目的とする訪日外国人観光客について、福島空港の定期路線である福島＝伊丹路線の利用促進につながる旅行商品の造成・販売を行い、本県への誘客促進を図ること。なお、商品造成にあたっては福島県がこれまで取り組んできた震災復興に係る観光振興の取組との連携などを活かしたものとすること。
- (2) 旅行商品については、万博協会のHPに掲載するとともに欧米等のターゲットとなる国の現地向けプロモーションを実施するなど、福島県の観光資源や復興の状況等を広く周知すること。
- (3) 誘客目標数は、委託期間内で1,000人以上とする。

なお、(1)から(3)の事業実施にあたり、受託者が一部業務を再委託することは可能である。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 業務完了届（別記第2号様式）
- (3) 実績報告書
- (4) 事業に係る制作物一式
- (5) その他甲が必要と認める書類

5 業務上の留意事項

- (1) 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。
- (3) 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。

(別記第1号様式)

着 手 届

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり事業に着手したので届け出ます。

- 1 委託業務名 福島空港大阪・関西万博誘客促進事業業務
- 2 着 手 日 令和 年 月 日

(別記第2号様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり業務を完了したので、届け出ます。

- 1 委託業務名 福島空港大阪・関西万博誘客促進事業業務
- 2 完了日 令和 年 月 日
- 3 成果物 事業報告書 1部